

平成 27 年 7 月 17 日

会 員 各 位

一般社団法人東京建設業協会

鉄骨製作着手前における適正な契約条件による契約締結の履行等について

この度、一般社団法人鉄骨建設業協会並びに一般社団法人全国鐵工業協会においては、建設需要の増大が見込まれることに鑑みて、一般社団法人全国建設業協会へ、鉄骨製作着手前における適正な契約条件による契約締結の履行等について要望があり、当会に対しまして周知方依頼がありました。

つきましては、別添のとおり送付いたしますのでご高覧ください。

以 上

平成27年 7月 14日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 様

一般社団法人 鉄骨建設業協会
会長 川田 忠裕



一般社団法人 全国鐵構工業協会
会長 米森 昭夫



要 望 書

平素は、鉄骨業界に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

リーマンショック後低迷していた日本経済は、経済政策の効果もありここ数年で緩やかに回復し、建設業界においては東京五輪や国土強靱化の推進等により、繁忙を極める状況となっています。また、鉄骨推定需要量は2年続けて500万トンを超え、今後も堅調に推移することが見込まれます。

鉄骨価格についてはこのところ一定の改善がみられるものの、労務費・輸送費等の高騰により、両協会傘下の会員は依然として適正な利潤を確保するまでには至っていないのが現状です。加えて、昨今の技術者・技能者不足により建設現場や工場製作での生産力が低下傾向にあり、工程遅延等の様々な課題が生じております。

今後、更に建設需要の増大が見込まれる状況下にあつて、工事施工の円滑な遂行と経営環境の改善強化を図るために、下記事項について特段のご配慮を賜りたく、貴協会傘下の会員において、ご理解と適切な対応を図られますよう、周知方お願いする次第であります。

記

鉄骨製作着手前における適正な契約条件による契約締結の履行

1. 支払条件の改善

- ・現金比率増（50%以上）と手形サイトの短縮（90日以下）
- ・材料入荷・製品検査時の中間出来高払い
- ・保留金の廃止

2. 契約時工期・工程の厳守

3. 追加変更工事の書面による指示・月毎の早期精算

4. 法定福利費の確保（社会保険未加入対策）